

仮置場に関する検討結果

平成 31 年 2 月

仮置場に関する部会

目 次

1. はじめに	1
2. 仮置場の概要	1
3. 仮置場候補地の選定	4
(1) 候補地選定の基準	4
(2) 仮置場候補地リストの作成	5
(3) 仮置場レイアウトの検討	7
4. 仮置場の開設・運営	9
(1) 仮置場の開設	9
(2) 人員・資機材の調達と体制整備	11
(3) 仮置場の管理	14
5. 災害廃棄物の収集運搬	17
6. 災害廃棄物の分別	19
7. 住民への広報	21
資料編	23
資料1 仮置場選定チェックリストの事例	25
資料2 住民向けチラシの事例、仮置場レイアウトの事例	26
資料3 災害廃棄物の分別の基本	30

1. はじめに

大規模な災害が発生した場合、これに伴って発生する災害廃棄物も膨大な量となり、一時的に集積する仮置場の役割が非常に重要となって来ます。

災害後、被災地の復旧・復興を進めるためには、発生した災害廃棄物を各所から速やかに運び出す必要があるため、仮置場は迅速に設置することが大切です。また、運び込んだ災害廃棄物はそれぞれの性状に基づき、安全・適正に処理や再利用することが大切であり、そのため仮置場では、分別を徹底し人員や資機材をそろえ、円滑な受け入れや搬出を行うことが大切です。

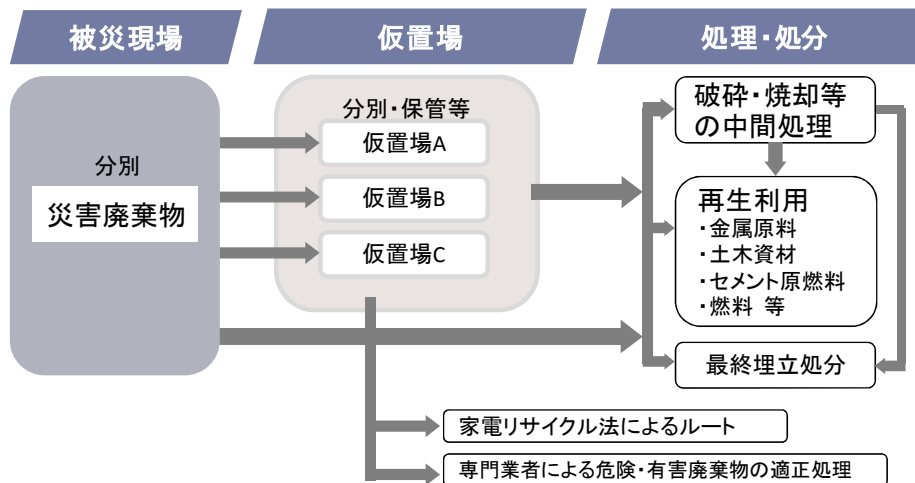
仮置場には上述のとおり、「候補地の選定」と「開設・運営」に多くの留意事項があるところですが、平時にこれらの点を検討する機会がなく、多くの自治体では必要性の認識はあるものの、具体的な選定には漠然とした不安があるとの声を聞いております。

そこで災害廃棄物対策東北ブロック協議会では今年度、「仮置場に関する部会」を設置し、これらの課題について意見を出し合い検討を行ったところです。今回の検討の結果を以下にまとめましたので、災害廃棄物処理行政事務の手引きの補助資料として、災害廃棄物対策検討の一助になればと考えます。

2. 仮置場の概要

仮置場は、生活環境の確保・復旧等のため、災害廃棄物を一時的に集積し、分別・保管しておく場所であり、道路啓開や倒壊建築物の撤去のためにも必要となる。

図表 2-1 災害廃棄物処理の流れ



仮置場の種類と特徴は図表 2-2 のとおりである。「一次」「二次」などの名称や区分は、被災自治体によって違う場合がある。また、災害の規模や地域特性、仮置場として使用できる土地の面積等により、住民用仮置場と一次仮置場を同じ場所に設置する場合や、二次仮置場を設置しない場合がある。

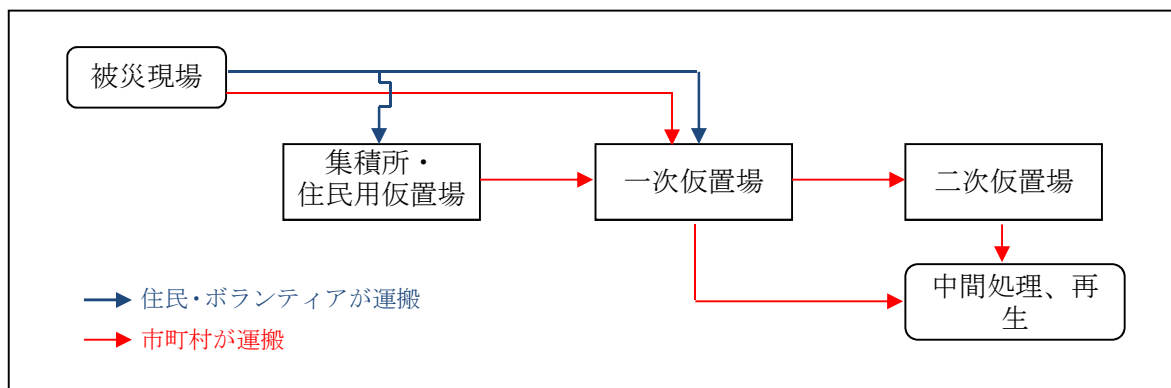
仮置場をどのように設置するかで、収集運搬体制も大きく変わってくる（詳しくは項目 5 を参照）。

図表 2-2 仮置場の種類と特徴

名称	特徴
集積所・ 住民用仮置場	<ul style="list-style-type: none"> 被災した住民が片付けごみ（壊れた家具や家電等）を集積する場所 発災後すぐに被災地区に近い公有地等に設置する場合があります、設置期間も数週間程度までと短期間とする場合が多い
一次仮置場	<ul style="list-style-type: none"> 災害廃棄物を、被災市町村内において一時的に集積する場所であり、市町村が設置する 処理前に、災害廃棄物を一定期間、分別・保管しておく場所（簡易な破碎を行う場合もある）
二次仮置場	<ul style="list-style-type: none"> 一次仮置場での分別や作業スペースが不十分な場合に、再分別・保管しておく場所であり、被災市町村や被災都道府県が設置する 仮設の破碎・焼却施設等の設置及び処理作業等を行うための場所 大規模で設置数は少なく、長期間運営される場合が多い

各仮置場の関係は図表 2-3 のとおりである。

図表 2-3 各仮置場の関係図



本書では、特に注意書きのない限り、「仮置場」は市町村が設置する一次仮置場を指すこととする。

集積所・住民用仮置場

【熊本地震】熊本市ごみステーション



【平成 30 年 7 月豪雨】住家前に集積



一次仮置場

【平成 29 年 7 月九州北部豪雨】福岡県朝倉市の仮置場



【平成 30 年北海道胆振東部地震】左：北海道厚真町 右：北海道日高町



二次仮置場（仮設処理施設）

【熊本地震】熊本県の仮設処理施設



出典：熊本県資料

3. 仮置場候補地の選定

災害時に迅速に仮置場を開設するためには、平常時に候補地の選定について準備をしておく必要がある。

(1) 候補地選定の基準

仮置場候補地は、できるだけ大きな面積の土地が望ましい。仮置場の選定基準は、災害廃棄物対策指針等に次のとおり記載されている。

- ・公園、グラウンド、公民館、廃棄物処理施設、港湾等の公有地
(市有地、県有地、国有地等)
 - ・未利用工業跡地等で長期間利用が見込まれない民有地
 - ・二次災害や環境、地域の基幹産業への影響が小さい地域
 - ・応急仮設住宅など他の土地利用のニーズ有無
- ※空地等は災害時に自衛隊の野営場や避難所・応急仮設住宅等に優先的に利用されることが多くなることを考慮する必要がある。

出典：災害廃棄物対策指針技術資料 1-14-5

仮置場候補地は、以下の点を考慮して選定する。

<選定を避けるべき場所>

- ・学校等の避難場所として指定されている施設及びその周辺はできるだけ避ける。
- ・周辺住民、環境、地域の基幹産業への影響が大きい地域は避ける。
- ・土壌汚染の恐れがあるため、農地はできるだけ避ける。
- ・水害による災害廃棄物は、汚水を発生する恐れがあることから水源に留意し、近接する場所を避ける。
- ・浸水想定区域等を避ける。(市町村が策定したハザードマップを参照すること)
- ・二次仮置場は、長期間に渡り、大量の災害廃棄物を仮設処理施設により破碎選別、焼却処理を行う場合があるため、周辺環境へ影響を考慮して選定する。

<候補地の絞込み>

- ・重機等により災害廃棄物を分別・保管するため、できる限り広い面積を確保する。
- ・公園、グラウンド、公民館、廃棄物処理施設等の公有地。
- ・未利用工場跡地等で長期間利用が見込まれない民有地(借り上げ)。
- ・候補地に対する自衛隊の野営場や避難所・応急仮設住宅等、他の土地利用のニーズの有無を確認する。
- ・効率的な搬出入ルート、必要な道路幅員が確保できる。
- ・敷地の搬入・通行路は、大型車が走行できるようコンクリートまたはアスファルト敷が好ましい。
- ・長期間使用できることが好ましい。
- ・必要な消火用水、仮設処理施設の電源・水源が確保できることが好ましい。
- ・ごみ処理施設の周辺を候補地とする場合は、道路渋滞が発生し、廃棄物の搬入出に支障が出ないか確認する。

出典：市町村向け災害廃棄物処理行政事務の手引き 環境省東北地方環境事務所

○これらの条件を全て満たす理想的な候補地はないと考えられるが、災害時には限られた時間の中で、これらの選定基準等を参考に仮置場を選定しなければならない。

○仮置場候補地の選定は、チェックリスト等を用いて順位付けを行う方法がある（チェックリストは、資料編の資料1を参照）

(2) 仮置場候補地リストの作成

仮置場候補地のリストを作成しておくことで、災害時に仮置場の開設を迅速に行うことができる。候補地は、広い面積の土地をなるべく多く選定する。近年では公園や運動場の他、廃校になった小中学校のグラウンドが使用されるケースが多くなっている。

図表 3-1 仮置場候補地リストのイメージ

候補地	用地面積 (㎡)	仮置目安 (t)	住所	管理者、担当者等 連絡先	留意事項 (周辺環境、表土状況、利用予定 等)	確認 年度
〇〇クリーンセンター 駐車場	5,000	約 10,000	大字〇〇 123-123	廃棄物対策課 〇〇係長	・舗装されている	H29
〇〇球場 グラウンド	10,000	約 20,000	〇〇 1234-12	〇〇課 〇〇主査 内線〇〇〇〇	・表土への廃棄物混入は厳禁のため、敷 鉄板等による養生、又は現状復旧にお ける表土除去が必要	H25
〇〇浄化センター 次期整備予定地	20,000	約 40,000	〇〇 1-3-5	〇〇課 〇〇主査 内線〇〇〇〇	・平成〇〇年以降利用予定あり	H28
〇〇公園	1,000	約 2,000	〇〇 2-4-6	〇〇公園事務所 〇〇主事 内線〇〇〇〇	・住宅地に立地 ・周辺道路は4t車まで通行可能	H24
県立〇〇センター 駐車場	5,000	約 10,000	〇〇町〇〇 1234-56	県〇〇課 〇〇技師 028-623-〇〇〇〇	・センターは指定避難場所となっている ・駐車場は、舗装:2,000 ㎡、砂利敷き 3,000 ㎡	H24
〇〇学校跡地 グラウンド	2,000	約 4,000	〇〇〇〇 2-1	教育委員会〇〇課 〇〇係長 内線〇〇〇〇	・住宅地に立地	H23

出典：災害時の廃棄物処理対応マニュアル 栃木県

参考：仮置場の必要面積の推計方法

仮置場の必要面積は、災害廃棄物発生量（想定する災害から発生すると推計した量）を基に計算し、必要な面積及び不足する面積を把握する。

$$\text{面積} = \text{集積量} \div \text{見かけ比重} \div \text{積み上げ高さ} \times (1 + \text{作業スペース割合})$$

$$\text{集積量} = \text{災害廃棄物発生量} - \text{処理量}$$

$$\text{処理量} = \text{災害廃棄物発生量} \div \text{処理期間}$$

見かけ比重：可燃物 0.4 (t/m³)、不燃物 1.1 (t/m³)

積み上げ高さ：5m以下が望ましい。

作業スペース割合：0.8~1

出典：災害廃棄物対策指針技術資料 1-14-4

参考：大仙市の仮置場面積

秋田県大仙市は、平成 29 年 7 月 22 日からの大雨による災害で大きな被害が発生した。仮置場面積と災害廃棄物の集積量は、次のとおりである。

名称	仮置場面積	災害廃棄物集積量	開設期間
西仙北地域災害廃棄物仮置場	約 2,491 ㎡	424.18 t	41 日
協和地域災害廃棄物仮置場	約 3,162 ㎡	269.08 t	45 日
計	約 5,653 ㎡	693.26 t	--

※災害廃棄物集積量は仮置場に搬入された量であり、大仙市全体の発生量ではない。

<候補地選定で留意する点>

- 仮置場は、重機の作業スペースや運搬車両の通行スペースが必要なため、一般的には大規模災害時の仮置場は5,000m²～1ha（10,000m²）以上の広さが望ましいとされている。しかし、5,000 m²未満であってもある程度の面積があり、仮置場に適していれば仮置場候補地にすることは可能である。フルスペックの仮置場だけではなく、処理を急がない廃棄物をいったん貯留するための場所として利用するなど、機能を絞った仮置場として利用することが考えられる。広さと数を両立するのは難しい。
- 港湾や河川敷は、広い土地を確保できる場合があるが、台風等による高波や洪水に注意する必要がある。増水により集積した災害廃棄物が流出するおそれや、二次災害が発生するおそれがあるため、適地が少ないために仮置場候補地とする場合は、降水量が多い時期は使用を避ける、短期間の使用に限るなどの制限を設ける必要がある。
- 平常時に仮置場候補地としての合意を得るのは難しい。特に、市町村以外の県や国、民間が所有している土地について関係者の合意を得るのは困難である。仮置場候補地をリスト化し、その用途について防災部局と協議・共有しておき、実際に仮置場を設置する際には、リストの中から選んで災害対策本部で首長の了解を得るという方法が考えられる。また、土地の状況は刻々と変わるため、平時に置いても定期的にリストの更新を行う必要がある。
- 防災部署が自衛隊や消防が駐屯する場所をどの程度考えているかは、仮置場候補地を選定する上で重要な点である。駐屯地が決められていないと、仮置場候補地が駐屯地に使用されてしまうことがある。
- 除染廃棄物の仮置場問題の影響により、仮置場という言葉に対して住民に抵抗感がある場合がある。仮置場候補地の選定や公表、またどのような名称で、どのように説明するか等は慎重に進める必要がある。

参考：仮置場選定チェックリスト

仮置場候補地の選定にチェックリストを用いて順位付けを行う方法がある。環境省中国四国地方環境事務所が検討したチェックリストは、資料編の資料1を参照。

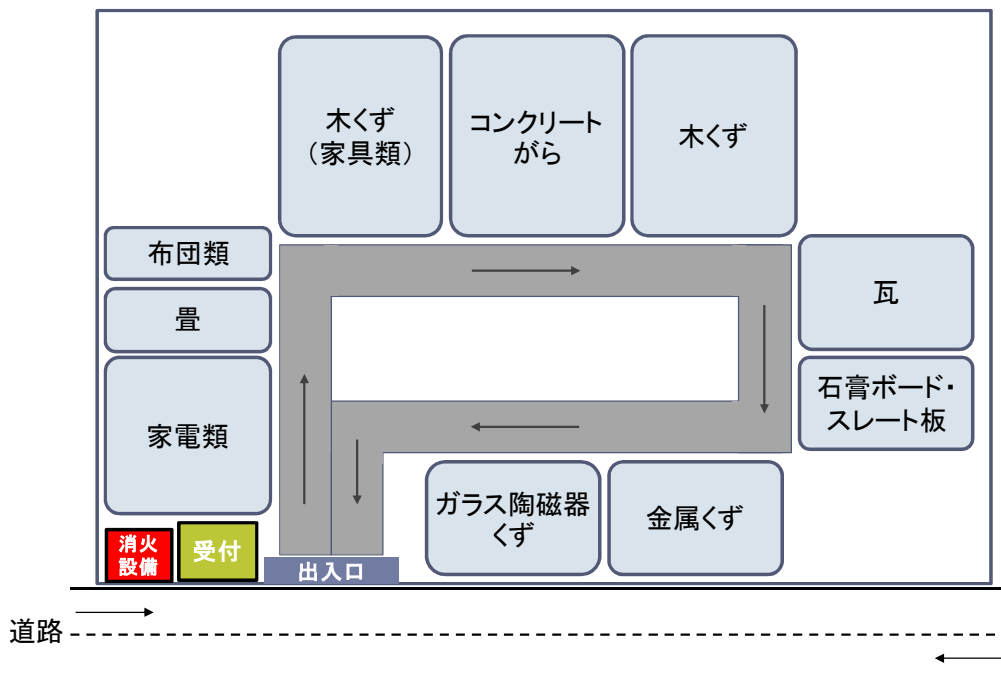
参考：長野市の仮置場候補地の選定

仮置場候補地の事前公表は、関係者の同意や住民感情等の問題があり難しいが、長野市では市内の公園等37箇所を仮置場候補地としてリスト化し、ホームページで公表している。仮設住宅建設候補地や避難場所も仮置場の候補地としており、また、住民説明会を行っている。

(3) 仮置場レイアウトの検討

仮置場候補地を仮置場として使用する場合は、車両の出入口や災害廃棄物の分別配置を検討しておく必要がある（仮置場レイアウトの事例は、資料編の資料2を参照）。

図表 3-2 仮置場の分別配置の例



※分別配置等は例であり、災害の種類や規模、仮置場の場所によって変化する

※可燃物・混合物等は発火する危険があり、延焼防止の観点からの品目配置、間隔を空けての配置をする必要がある。

※出入口は2箇所が望ましいが、1箇所の場合は、車両が交差することによる渋滞を防止するため、仮置場の動線は時計回りにする。

仮置場の分別配置等

- ・仮置場で分別を徹底するため、被災者やボランティアに対して、同じ袋に複数の種類の災害廃棄物を混合して入れないこと等、分別について周知する。
- ・生活ごみは、災害廃棄物の仮置場には受入れしない。
- ・仮置場では、円滑に通行できるよう一方通行の動線とすることに努める。
- ・分別品目ごとの看板を作成して設置する。看板がすぐに作成できない場合は、見せごみ（種類別に集積したぐれきの山）を設置する。
- ・災害廃棄物を荷下ろしする順番は、家電類や畳等の分類が判りやすいものを先にするのが望ましい。
- ・発生直後の人員の確保は困難だが、分別品目ごとに数名の作業員を配置し、車両からの荷下ろしを手伝い、分別配置の指導を行うことが望ましい。
- ・火災防止のため、ガスボンベ、灯油タンク等の危険物は搬入しないよう確認する。搬入されてしまった場合は、他の災害廃棄物と分けて保管、可燃性廃棄物の近くに置かないようにする。
- ・災害廃棄物は種類ごとの発生量や体積の違いを考慮し、区分ごとのスペースの大小を決める。

出典：「市町村向け災害廃棄物処理行政事務の手引き 環境省東北地方環境事務所」を基に作成

簡易的な立て看板

【熊本地震 益城町】



【熊本地震 西原村】



仮置場案内図の設置 【熊本地震 西原村】



見せごみの設置事例 【熊本地震】

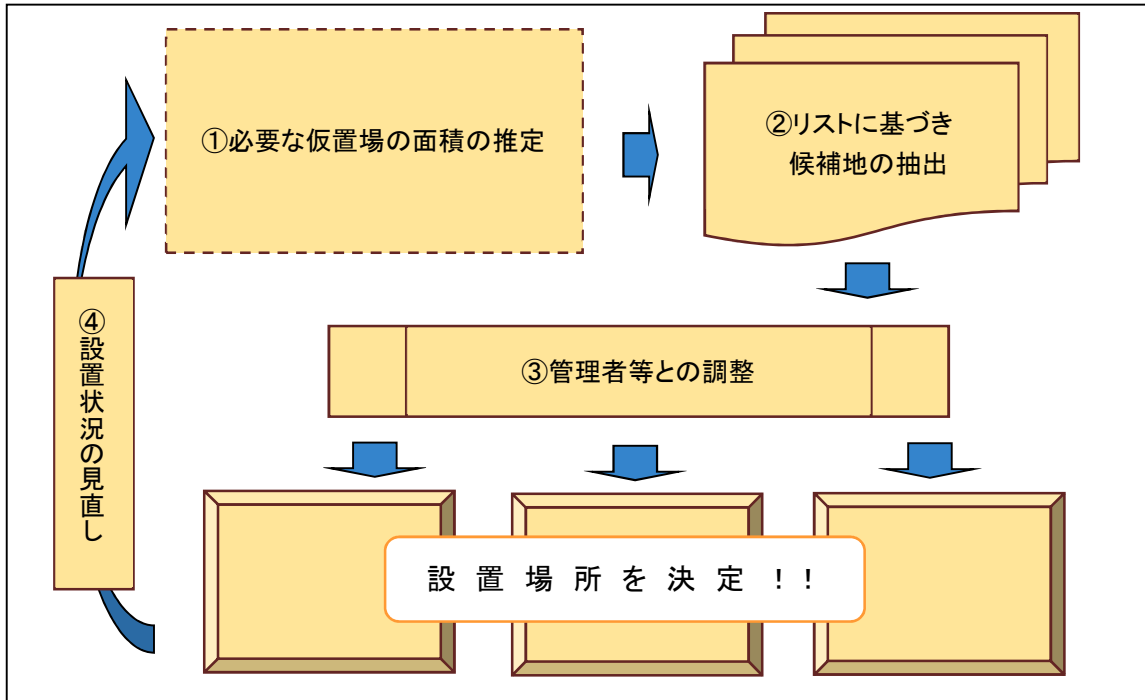


4. 仮置場の開設・運営

(1) 仮置場の開設

仮置場の開設は、災害発生後数日以内に行うべきである。特に水害の場合は、水が引けば、すぐに片付けごみが排出されるため、より早い時期に仮置場を開設する必要がある。

図表 4-1 仮置場の設置場所決定フロー



出典：災害時の廃棄物処理対応マニュアル 栃木県

仮置場設置時の留意点

以下に留意して仮置場の設置を進める。

- ・ 仮置場を開設する際に土壌汚染の有無を把握するように努める。
- ・ 仮置場内の搬入・通行路は、大型車が走行できるように整備する。
- ・ 仮置場内の渋滞や混乱を避けるために一方通行の動線とし、分別種類ごとの分別配置図と看板を設置する。
- ・ 不法投棄を避けるため、仮置場までの主な道路に案内看板等を設置する。
- ・ 仮置場までの道路渋滞の発生を防ぐため、仮置場の搬入・搬出ルートを警察と相談する。
- ・ 仮置場では火災の恐れがあり、危険物や有害物が保管されることもあることから、仮置場の設置場所等を消防に連絡する。（仮置場の住所、座標などを把握しておくことが重要）
- ・ 水害等による災害廃棄物から汚水の発生が懸念される場合、遮水シートの設置等により汚水による公共水域や地下水の汚染の防止に努める。また、必要に応じて排水溝や排水処理設備等を設置する等により、敷地外への漏出防止対策が必要となる。

出典：市町村向け災害廃棄物処理行政事務の手引き 環境省東北地方環境事務所

図表 4-2 仮置場の開設にあたって必要なもの

必要となる資機材の種類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物の下に敷くシート ・ 粗選別等に用いる重機（例：フォーク付のバックホウ） ・ 仮置場の周辺を囲むフェンス、飛散防止のためのネット ・ 分別区分を示す立て看板 ・ 害虫発生防止のための薬剤 ・ タイヤ洗浄機 ・ 作業員の控室 など
仮置場の管理・指導の人員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 仮置場の全体管理 ・ 車両案内 ・ 荷降ろし・分別の手伝い ・ 夜間の警備（不法投棄・盗難防止） など

出典：市町村向け災害廃棄物処理行政事務の手引き 環境省東北地方環境事務所

<仮置場の開設で留意する点>

○仮置場の設置数

災害の種類や規模、市町村の面積や地域事情等により、仮置場の設置数は変化するが、次のとおり整理できる。

図表 4-3 仮置場の設置数と課題等

設置数	メリット	課題等
仮置場を少なく設置する	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村の管理や運営の負担が小さい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民が仮置場に運搬する場合は、遠距離になると住民の負担が大きくなる。 ・ 水害は片付けごみが早く出される傾向にあり、仮置場が遠方だと市町村の運搬が追い付かないおそれがある。地域ごとに仮置場があれば円滑に処理できる。 ・ 1 仮置場当たりの面積を広くする必要があり、土地の確保が難しくなる。 ・ 運搬車両が集中すると渋滞が発生するおそれがある。交通誘導員を配置したり、仮置場で荷降ろしを補助する人員を多く配置して荷降ろしが短時間で済むようにする等の対策が必要となる。
仮置場を多く設置する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民が仮置場に搬入する場合は、近い距離に仮置場があると住民の負担が小さい。 ・ 1 仮置場当たりの面積を広くする必要はなく、土地の確保がしやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村職員や委託業者が多く必要となる。 ・ 仮置場数が多くなると市町村の注意が行き渡らなくなるおそれがある。

○電気・水道等

仮置場に電気と水道が通っているのが望ましいが、必須ではない。電気と水が通ってなくても、他の条件が合えば仮置場として利用できる。東日本大震災のように仮置場の運営が長期間となる場合は、他の仮置場の開設や電気・水道の敷設工事を検討する。

また、管理棟やボランティアの受入施設の冷暖房設備等も設置できるのであれば、それが望ましい。

○他の市町村からの搬入

他の市町村の住民やボランティアが災害廃棄物を搬入することがあるため、仮置場では身分証等を確認する必要がある。搬入を断る際に住民やボランティアと口論となる場合があるため、注意が必要となる。

(2) 人員・資機材の調達と体制整備

仮置場を運営管理するためには、人員と資機材が必要となる。仮置場に職員を配置できない場合、建設業者または廃棄物関係業者、あるいは市町村 OB の協力、シルバー人材の派遣等、あらゆる手段を尽くして仮置場の受入れ、誘導、積み下ろし補助、受付業務等を行う人員を確保し、常時複数人が作業に当たれる体制とする。理想的には、災害廃棄物の種類ごとに人が配置できると良い。

また、土地の状況から敷鉄板または土木シート等の敷設を要する場合には、直ちにその手配を行う。

図表 4-4 必要な人員と役割

人員	役割
現場責任者	○仮置場の全体管理 ・場内の安全管理 ・空きスペースの把握 ・連絡調整 等
誘導員	○交通整理 ・出入口での車両誘導、場内の混雑状況の調整 ○排出地域の確認 ・搬入者の免許証やナンバープレート、また可能な時期となれば罹災証明から、被災地域からの搬入であることを確認
補助員	○荷下ろしの補助 ・分別区分の区画ごとに複数名配置し、搬入者の荷下ろしを補助 ○分別指導 ・適切な分別への協力を依頼

出典：災害時の廃棄物処理対応マニュアル 栃木県

図表 4-5 必要な資機材

資機材	役割・留意事項
保護具 (手袋、ヘルメット、安全靴、 防じんマスク、安全めがね等)	・管理運営にあたり、処理業者やボランティアに協力を依頼する場合は、必要な保護具の調達について調整が必要
遮水シート、敷鉄板、フレキシブル コンテナバッグ、土嚢袋	・土壌への廃棄物のめり込み、有害物質の浸透、砂じん巻き上げ等の防止
仮囲い	・不法投棄や資源物等の盗難の防止
カラーコーン、バー 杭、ロープ、立て看板	・分別区分の区画や動線の提示 ・搬入された災害廃棄物（段ボールや廃材等）を活用する方法もある
重機 (バックホウ、 ショベルローダー 等)	・廃棄物の積上げ、粗選別、重機による出入り口の封鎖
薬剤	・害虫の発生防止 ※単なる消臭目的のものは補助対象とならない可能性がある るので注意

出典：災害時の廃棄物処理対応マニュアル 栃木県

仮置場に設置するカラーコーン、バー、立て看板の例



<仮置場管理の委託で留意する点>

○大規模災害では、仮置場に多くの市町村職員を長期間配置することが難しいため、仮置場の管理を建設業者や産業廃棄物処理業者に委託することが多い。

○建設業者は、業界規模が大きく、元請や下請等の階層型組織構造がしっかり機能するというメリットがある。産業廃棄物処理業者は、災害廃棄物の搬出先のネットワークに強みを持っており、搬出先の検討や調整等のマネジメントを一括して頼めるというメリットがある。

<仮置場に必要人数>

○仮置場内の作業に必要な人数は、その面積や分別数や搬入頻度、作業内容によって変わる。仮置場への搬入頻度が高い場合、受付や誘導、分別品目ごとに荷降ろしの補助をする人数は、1ha以上の大きな仮置場の場合で計算上は15名程度必要となる（住民が仮置場に搬入しない場合は、荷降ろしの補助の人数は減らすことができる）。

○仮置場内作業とは別に仮置場周辺の交通誘導が必要となる場合がある。

<冬季への対応の検討>

○東北地方は、冬季の積雪や道路の凍結など自然環境が厳しい。冬季には、災害廃棄物の運搬や仮置場内での作業ができない場合がある。被災後の厳しい状況下で除雪しながら災害廃棄物の処理を行うのか、春季を待って災害廃棄物の処理を行うのかを検討する必要がある。（なお、春を待つ場合、事業費は年度繰り越しをすることになるであろうから、翌年度の雪解けと共に速やかに作業を実施する必要があることに注意。）

<周辺住民への配慮等>

○災害廃棄物の収集運搬車がタイヤに泥を付着させたまま道路を通行して仮置場周辺の道路を汚し、住民から苦情が発生する場合がある。収集運搬車が仮置場を出る際に高圧洗浄機でタイヤを洗浄することや、仮置場の運営が長期間となる場合はタイヤ洗浄機の導入を検討する。

(3) 仮置場の管理

仮置場は、図表 4-6 の内容に留意して管理を行う。

図表 4-6 仮置場の管理

飛散防止策	<ul style="list-style-type: none"> ・粉じんの飛散を防ぐため、散水を適宜実施する。 ・ごみの飛散防止のため、覆い（ブルーシート等）をする。 ・仮置場周辺への飛散防止のため、ネット・フェンス等を設置する。
臭気・衛生対策	<ul style="list-style-type: none"> ・腐敗性廃棄物は長期保管を避け、優先的に焼却等の処分を行う。 ・殺虫剤等薬剤の散布を行う。
火災防止対策	<ul style="list-style-type: none"> ・可燃性廃棄物は、積み上げは高さ 5m 以下、災害廃棄物の山の設置面積を 200m² 以下、災害廃棄物の山と山との離間距離は 2m 以上とする。
仮置場の監視	<ul style="list-style-type: none"> ・他市町村からの災害廃棄物の搬入を防止するため、被災者の身分証や搬入申請書等を確認して搬入を認める。 ・生ごみや危険物等の不適切な廃棄物の搬入を防止するため、仮置場入口に管理者を配置し、確認・説明を行う。 ・仮置場の搬入受入時間を設定し、時間外は仮置場入口を閉鎖する。 ・夜間の不適切な搬入や安全確認のため、パトロールを実施する。
災害廃棄物の数量の管理	<ul style="list-style-type: none"> ・日々の搬入・搬出管理（計量と記録）を行う。停電や機器不足により台貫等による計量が困難な場合は、搬入・搬出台数や集積した災害廃棄物の面積・高さを把握することで、仮置場で管理している廃棄物量とその出入りを把握する。
作業員の安全管理	<ul style="list-style-type: none"> ・作業員は、防塵マスク、ヘルメット、安全靴、踏み抜き防止の中敷き、手袋、長袖の作業着を着用する。

出典：市町村向け災害廃棄物処理行政事務の手引き 環境省東北地方環境事務所

○必要に応じて、仮置場敷地境界や仮置場周辺で大気、水質等の環境モニタリングを行い、環境保全対策を実施する。

- ・臭気や害虫が発生した場合、消毒剤等の薬剤の散布を専門機関（ペストコントロール協会等）に相談して実施する。
- ・石綿含有廃棄物が仮置場内に持ち込まれた場合は、シートによる被覆、またはフレキシブルコンテナバッグ等に封入して保管する。

○仮置場における災害廃棄物の保管等に際して、モニタリング及び火災防止対策を実施するとともに、可燃物はできる限り早く仮置場から搬出し、処理を実施する。東日本大震災では、火災が多数発生しており、廃棄物の積上げ高さや廃棄物の山の間隔等に留意する。

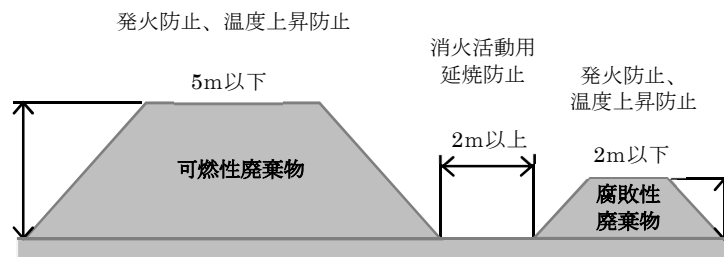
○東日本大震災では、積上高さが高かったため、圧密・腐敗・発酵等により内部の温度が上昇し、火災が発生した。災害廃棄物は、一旦火がつくと、簡単に消火できないことが多い。平成 23 年 5 月から平成 25 年 6 月までの期間に、岩手県及び宮城県、福島県の仮置場で発生した火災件数は、38 件である。（火災件数は、「東日本大震災等の経験に基づく災害廃棄物処理の技術的事項に関する報告書 平成 29 年 3 月 環境省」より集計）

図表 4-7 火災防止対策の例

項目	主な内容
集積における火災防止対策	発火や温度上昇を防止するため、可燃物の積上げ高さを 5m以下（畳等の腐敗性廃棄物は 2m 以下）、一山あたりの設置面積を 200m ² 以下（腐敗性廃棄物は 100m ² 以下）とする。また、火災が発生した場合の消火活動や延焼防止のため、積み上げられる山と山は 2m 以上離して集積する。
目視によるモニタリング	定期的に可燃物内からの煙の発生等について目視により確認する。
モニタリングと火災防止対策	定期的に可燃物表層から 1m 内部の温度測定を実施し、温度が 60℃を超過しないよう、週 1 回は可燃物の切り返しを行い、放熱する。80℃以上の場合は切り返しや掘削により酸素が供給されて発火に至る可能性があるため、切り返しは行わないようにする。ガス抜き管を設置する場合は、堆積する初期に設置するか、切り返し時に設置するようにする。
自衛消防対策	消火栓、防火水槽、消火器の設置、作業員に対する消火訓練を実施するよう努める。万一火災が発生した場合は、消防と連携し、迅速な消火活動を実施する。

出典：震災対応ネットワーク（廃棄物・し尿等分野）国立環境研究所「仮置場の可燃性廃棄物の火災予防（第二報）」より作成

図表 4-8 可燃性廃棄物を並べて配置する場合



図表 4-9 災害廃棄物処理における環境保全対策

環境影響	対策例	
大気	・重機の作業による粉じんの発生 ・強風等によるごみの飛散	・散水、車両のタイヤ洗浄 ・仮囲い、防塵ネットの設置
	・災害廃棄物保管による有害ガス、可燃性ガスの発生、火災発生	・積上げ高さ制限、設置間隔の確保、危険物の分別、消火器設置
	・石綿含有廃棄物の保管による飛散	・フレキシブルバッグで分別保管、作業環境・敷地境界での測定監視
騒音 振動	・車両通行、重機作業に伴う騒音振動の発生	・低騒音型重機の使用 ・仮囲い、防音シートを設置
土壌	・災害廃棄物からの有害物質等の漏出による土壌汚染	・シート敷設、アスファルト舗装等
臭気 衛生	・災害廃棄物の保管、破碎選別処理に伴う臭気の発生、臭気に伴う害虫の発生	・腐敗性廃棄物の優先的な処理 ・消臭剤・殺虫剤の散布
水質	・降雨による災害廃棄物からの汚染物質の流出	・遮水シートを敷設 ・雨水排水溝 ・水たまりを埋めて腐敗防止

出典：「災害廃棄物分別・処理実務マニュアル～東日本大震災を踏まえて～」（一般社団法人廃棄物資源循環学会／編著）を基に作成

【東日本大震災 仮置場の火災】



【熊本地震災 腐敗した畳の温度測定】
発酵して温度が 64.7℃まで上昇している

【平成27年9月関東・東北豪雨】

害虫の駆除のため薬剤散布

冷蔵庫に食品が残ったまま仮置場に搬入



5. 災害廃棄物の収集運搬

災害発生後に速やかに災害廃棄物を収集運搬するためには、平常時に収集運搬方法を検討しておく必要がある。大規模災害時には、平常時の生活ごみを収集運搬する人員及び車両等の体制では、災害廃棄物の収集運搬は困難となる。

災害廃棄物の収集方法は、図表 5-1 の 4 つのケースが考えられる。災害の規模や市町村の状況、平常時のごみの収集方法等を考慮して収集方法を決定する。

<災害廃棄物の収集で留意する点>

- 高齢化により、今後は仮置場に災害廃棄物を運搬することが困難な住民が増加すると考えられることから、ごみステーション収集や戸別収集も検討する必要がある。
- ごみステーション収集や戸別収集は、廃棄物があふれて道路が通れなくなることが想定される。また、可燃系廃棄物と不燃系廃棄物が積み重なって層状に置かれることがあるため、可燃系収集車両と不燃系収集車両のペアで収集するなど工夫が必要となる。
- ごみステーション収集や戸別収集は可燃系廃棄物と不燃系廃棄物が混合状態となるリスクが高いが、災害時の混乱の中では認めざるを得ない場合もある。住民に災害廃棄物を出さないように伝えても出されてしまうことがあり、対策を検討する必要がある。
- ごみステーションや自宅前、ごみ集積所を利用する場合、平常時のごみ出しモラルが低ければ、住民や自治会に十分な指導が必要となる。また、速やかに収集する必要がある。
- 初動期は、片付けごみの排出先としてごみステーションや自宅前の利用を認め、片付けごみの排出が落ち着いてきたら、ごみステーション等の利用を止めてもらい、住民自ら仮置場に運んでもらう方法も考えられる。
- 大規模災害の際には、他の市町村の支援が期待できる。過去の大規模災害では、都道府県や全国都市清掃会議が調整し、応援市町村の運搬車両と作業員が現地入りして収集運搬を行っている。他の市町村の支援や民間業者への委託を考慮して収集方法を検討する。ただし、他の市町村の支援を受ける場合は、受援体制を整える必要がある。

参考：熊本市のごみステーションを利用した収集

平成 28 年熊本地震で被災した熊本市は、住民が災害廃棄物を出す場所をごみステーションとし、ごみステーションから仮置場までの運搬は熊本市が行った。これは、住民が仮置場に直接搬入すると、仮置場内の安全性確保や仮置場搬入時の交通渋滞等が問題となるためである。

ごみステーションに収まりきれない廃棄物が路上にあふれる、生活ごみと災害廃棄物が混在状態となるといったことも一部で見られたが、ごみステーションは住民（自治会等）が管理しているために一定のルールが働き、熊本市の想定範囲内に収まった。

参考：朝倉市の集積所（住民用仮置場）

平成 29 年 7 月九州北部豪雨で大きな被害が発生した福岡県朝倉市では、次の 3 つのルールを守ることを条件に、集積所（住民用仮置場）の設置を許可した。

- ①集積所は市が収集しやすい場所に設置する
- ②集積所の責任者を決める
- ③災害廃棄物を分別する

図表 5-1 災害廃棄物の収集方法

住民の搬出先	概要	メリット	課題等
Case1 自宅前の道路等 (戸別収集)	<ul style="list-style-type: none"> 住民が自宅前の道路等に災害廃棄物を出し、市町村が仮置場に運搬する。 	<ul style="list-style-type: none"> 災害廃棄物の排出場所が近い ため、住民がごみを出しやす い。住民の負担を小さくで きる。 	<p>【Case1～Case3 共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町村の負担が大きい。 多量の便乗ごみが発生するおそれがある。
Case2 ごみステーション	<ul style="list-style-type: none"> 住民が平常時に利用している ごみステーションに災害廃棄 物を出し、市町村が仮置場 に運搬する。 	<ul style="list-style-type: none"> 収集段階で分別できる。 仮置場の設置数を抑制でき る。 	<p>【Case1】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町村の収集運搬の負担が最も大きい。収集運搬する人員及び車両を最も多く要する。 収集運搬能力が不足すると、路上に災害廃棄物があふれて交通に支障をきたす事態となる。
Case3 集積所 (住民用仮置場・ 勝手仮置場)	<ul style="list-style-type: none"> 住民が近所の児童公園や公 民館敷地等に災害廃棄物を出 し、市町村が仮置場に運搬 する。 		<ul style="list-style-type: none"> 片付けのために自宅前に家財が置かれている場合があり、廃棄物として収集しないように注意が必要となる。住民が避難しており廃棄物かどうか確認できないこともあるため、事前に市町村が廃棄物に貼り付けるための印刷物を作成し、住民に配ることが考えられる。 収集が遅くなると、すぐに苦情の連絡がくることになる。 <p>【Case2】</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活ごみと災害廃棄物が混在状態となり、収集に支障をきたすおそれがある。 廃棄物があふれて道路が通れなくなるおそれがある。 <p>【Case3】</p> <ul style="list-style-type: none"> 集積所の責任者がいないと、分別が不十分となり、混合廃棄物となるおそれがある。
Case4 仮置場 (一次仮置場)	<ul style="list-style-type: none"> 住民が仮置場に災害廃棄物 を運搬する。 仮置場に運搬できない住民の 災害廃棄物は、地域コミュニ ティやボランティア等が運搬 し、基本的に市町村は運搬 しない。 	<ul style="list-style-type: none"> 住民が運搬するため、市町村 の収集運搬の負担が小さ い。 比較的短期間で被災地から 災害廃棄物を搬出できる 	<ul style="list-style-type: none"> 住民の負担が大きい。 農村地帯等で軽トラックを所有している住民が多くないと難しい。 搬入車両により道路渋滞を引き起こし、場合によっては災害復旧のための資機材・援助物資等の運搬に支障が発生するおそれがある。仮置場を複数設置する、複数のルートを作ることも必要と思われる。 道路寸断があると、通行に支障が出るため、住民が運ぶのは難しい。 住民の利便性のため、仮置場の設置数を多くする必要がある。 仮置場作業員の不足等により、住民が搬入する災害廃棄物の管理がしっかりとできないと、分別の徹底が難しくなり、多量の混合廃棄物が発生するおそれがある。

6. 災害廃棄物の分別

仮置場では、災害廃棄物をできるだけ分別して集積する。分別の徹底は、処理期間の短縮や最終処分量の削減、処理費用の削減につながることになる。

環境省では、図表 6-1 の 12 種類への分別を周知している。平常時のごみの分別区分等を参考に、おおよその分別を決めておく。(分別の基本の詳細は、資料編の資料 3 を参照)

図表 6-1 災害廃棄物の分別項目

① 可燃系混合物	⑦ その他家電・小型家電
② プラスチック製品	⑧ 布団、畳など、カーペット
③ ガラス、陶器類	⑨ 瓦類・石膏ボード
④ コンクリート系混合物	⑩ 大型木質系ごみ
⑤ 金属系混合物	⑪ 太陽光パネル・蓄電池
⑥ 家電 4 品目	⑫ 危険物・処理困難物など

○環境省の 12 種類の分別を基本に、処理方法等を踏まえて次第に分別を細分化することを検討する。過去の災害では、12 種類よりも細かい分別をしている市町村も多い。

(例)

- ・アスベストが含有されている恐れがあるため、石膏ボードやスレート板は破碎しないように分別。
- ・リサイクル用途の違いから、瓦を粘土瓦とセメント瓦に分別。

○分別については、その後の処理やリサイクルを考慮し、処理業者等の関係者と協議して決定するのが望ましい。

○家電 4 品目は、家電リサイクル法のルートで処理をするため、品目ごと（エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）に分ける。

参考：過去の災害における分別例

環境省では、平成 30 年台風第 21 号の際には、実際に即して、次の分別例を示している。

① 可燃系混合物	⑦ 金属系混合物
② 不燃系混合物	⑧ 廃自動車等
③ コンクリート系混合物	⑨ 処理困難物（廃畳等）
④ 木質系混合物（草木類）	⑩ 危険物・有害物等（消火器）
⑤ 廃家電等	⑪ 危険物・有害物等（灯油）
⑥ 処理困難物（布団等）	⑫ 危険物・有害物等（ガスボンベ）

出典：災害廃棄物の分別について 環境省災害廃棄物対策室 平成 30 年 9 月 5 日

○災害廃棄物の種類は、地域の特性が反映される。処理困難な廃棄物が多く発生する場合がある。

図表 6-2 地域特性と災害廃棄物の種類

地域	廃棄物種類	処理方法等
農業地域	農薬、農機具	・取扱店、許可業者等に引取依頼する。
漁業地域	漁具、漁網、 廃船、水産物	・漁具、漁網は破砕機による処理が困難であり、漁網には鉛等が含まれている。埋立処分されることが多い。 ・被災船舶の処理は、所有者が行うことが原則である。FRP 船は、「FRP 船リサイクルシステム」を利用する。 ・水産物は、腐敗し悪臭が発生するため、優先的に焼却等の処理を行う。
東北地方	タイヤ	・東北地方は冬季にタイヤを履き替えるため、自宅にタイヤを保管している場合が多く、大量に発生するおそれがある。 ・処理は比較的容易であり、リサイクル可能であるが、大量に発生すると短期間での処理が困難となる。
日本家屋が多い地域	畳	・畳は、水を含むと重量が増し、折れるなどして、搬出が困難となる。 ・水を含むと発酵熱により火災が発生するおそれがあるため、長期間保管せずに早急に処理を行う。

【熊本地震 混合廃棄物】



【平成 27 年 9 月関東・東北豪雨 混合廃棄物】



7. 住民への広報

災害廃棄物の不法投棄を防止し、分別を徹底するためには、発災直後の広報が重要である。発災直後に迅速に周知するためには、平常時に広報資料（災害廃棄物の分別や収集、仮置場の利用方法等について記載したチラシ等）の案を準備しておく必要がある。

（チラシの事例は、資料編の資料2を参照）

広報する内容

分別方法（平常時の分別方法を基本としたほうが伝わりやすい）
収集方法（市町村が収集する場合）
仮置場の場所、搬入時間、曜日等
仮置場の誘導路（場外、場内）、案内図、配置図
仮置場に持ち込んではいけないもの（生ごみ、有害廃棄物、引火性のもの等）
災害廃棄物であることの証明方法（住所記載の身分証明書、罹災証明書等）など

○災害時に、市町村は住民に対して、災害廃棄物の分別や収集、仮置場の利用方法等について、効果的な広報手法により周知する。また、ボランティアに対しても速やかに同様の情報を周知できるように、社会福祉協議会等に情報提供を行う。

○チラシや広報車、ホームページ等の広報手法により、住民へ正確かつ迅速に、災害廃棄物の分別や仮置場の利用方法等についての情報を周知する。複数の広報手法を用いて周知するのが効果的である。

○SNSは、多くの人に瞬時に情報を伝えることができ、電話やホームページの利用ができない場合は有力な伝達手段となるが、不正確な情報が拡散して混乱を招くことがある。SNSを利用する際には、特性を理解し、表現や内容に注意する必要がある。

災害時の広報手法

チラシ、広報車、防災行政無線、ポスター（避難所での掲示）、広報紙（誌）、ホームページ、SNS、ローカル（ケーブル）テレビ、ラジオ、新聞

参考：音声を用いた広報の注意点

ラジオ等の音声を用いた広報は、即効性と拡散の面で有効だが注意が必要である。音声は、一部が聞き取れなかった場合、情報が正確に伝わらず住民が都合よく解釈することがあり、混乱が生じるおそれがある。音声情報より文字情報の方が正確に伝わるため、チラシ等による広報が望ましいと考えられる。

資料編

資料1 仮置場選定チェックリストの事例

(平成28年度大規模災害時における中国四国ブロックでの広域的な災害廃棄物対策に関する調査検討業務報告書 平成29年3月 環境省中国四国地方環境事務所 より抜粋)

候補地の選定は、あらかじめ順位付けを行っておく必要がある。順位付けは、下記のような仮置場選定チェックリストを用いて行う。仮置場の候補地選定にあたっては、「①発災前の留意点」に関して、チェックを行い、チェック数が多い仮置場から優先順位を付けていく。

実際に、災害が発生した際には、「②発災後の留意点」について、チェックを行い、仮置場の選定を行う。

仮置場選定チェックリスト

区分	項目	条件	判定
① 発災前の留意点	立地条件	(1) 河川敷ではない。	
	前面道路幅	(2) 前面道路幅が6m以上ある。	
	所有者	(3) 公有地(市町村有地, 県有地, 国有地)である。	
		(4) 地域住民との関係性が良好な土地である。	
		(5) (私有地である場合)地権者の数が少ない土地である。	
	面積	(6) 面積が十分にある。(二次仮置場は12ha以上)	
	周辺の土地利用	(7) 周辺が住宅地ではない。	
		(8) 周辺が病院, 福祉施設, 学校等ではない。	
		(9) 企業活動や漁業等の住民の生業の妨げにならない場所である。	
	土地利用の規制	(10) 法律等により土地の利用が規制されていない。	
	輸送ルート	(11) 高速道路のインターチェンジから近い。	
		(12) 緊急輸送路に近い。	
		(13) 鉄道貨物駅, 港湾が近くにある。	
	土地の形状	(14) 起伏のない平坦地である。	
		(15) 変則形状の土地ではない。	
	土地の基盤整備の状況	(16) 地盤が硬い。	
		(17) アスファルト敷きである。	
(18) 暗渠排水管が存在していない。			
設備	(19) 消火用の水を確保できる場所である。		
	(20) 電力を確保できる場所である。		
被災考慮	(21) 各種災害(津波, 洪水, 土石流等)の被災エリアではない。		
地域防災計画での位置付け	(22) 地域防災計画で応急仮設住宅, 避難所等に指定されていない。		
	(23) 道路啓開の順位が高い。		
② 発災後の留意点	仮置場の配置	(24) 仮置場の偏在を避け, 仮置場を分散して配置する。	
	被災地との距離	(25) 被災地の近くにある。	

資料2 住民向けチラシの事例、仮置場レイアウトの事例

1. 熊本県益城町

災害がれき分別のお願い

被災した家屋の整理・清掃をされる際、さまざまなごみが発生しますが、のちのちのごみ処理に支障がありますので、次のように分別されるよう御協力をお願いします。

また、搬入の際ガレキは袋などから出して指定の場所に置いてください。
投げ込むのは危険です。

分別の区分

①木(家具) ②木(柱) ③畳、布団類
④家電4品目(TV、冷蔵庫、洗濯機、エアコン) その他家電(電子レンジなど)
⑤コンクリートくず ⑥瓦類 ⑦金属ごみ ⑧ガラス、陶磁器

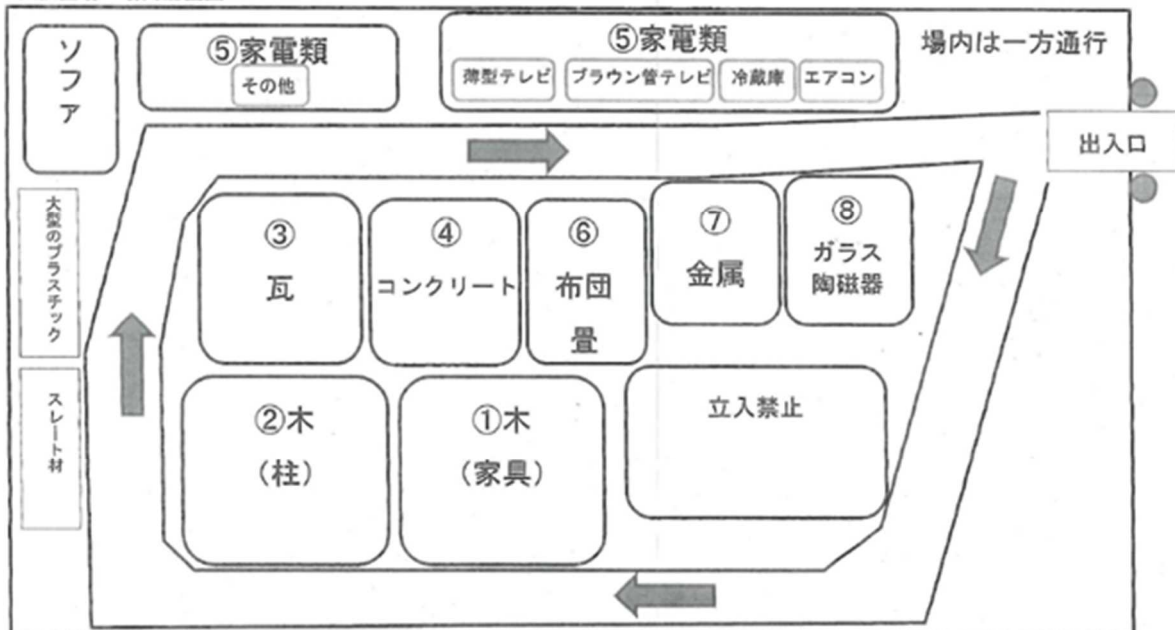
※ ごみステーションには上記の災害がれきは出さないでください。
※ 通常の可燃ごみ、不燃ごみは、ごみステーションへお出し下さい。
これらのごみを持参された場合はお持ち帰りください。

※ その他、取り扱えないもの

- ・ガソリンや石油、ガスボンベ、消火器、スプレー缶など危険物、農薬など取扱国種物
- ・土砂
- ・解体業者による解体ごみや事業系ごみなど

※ 請負による解体ごみは、基本的には産業廃棄物となり、建設リサイクル法又は産業廃棄物の処理ルートで処理願います。

一次仮置場 場内配置図



注意！ ごみステーションで回収するゴミ※は受入れできません。
※ 燃えるごみ、燃えないごみ、ペットボトル、ビン・カン、蛍光灯、乾電池、新聞、段ボール、雑誌等、プラスチック製容器包装

出典：熊本県益城町作成資料（平成28年4月）

広報西原号外 災害臨時第5号

- ◎ 災害廃棄物の取扱いについて
- ◎ り災証明書の申請受付開始

※用紙の都合上、発行部数を少なくしていますので、周りの方にもお知らせください。

平成28年5月2日 発行
 <編集と発行>
 西原村役場 企画商工課
 TEL:279-3111
 〒861-2402
 西原村大字小森3259

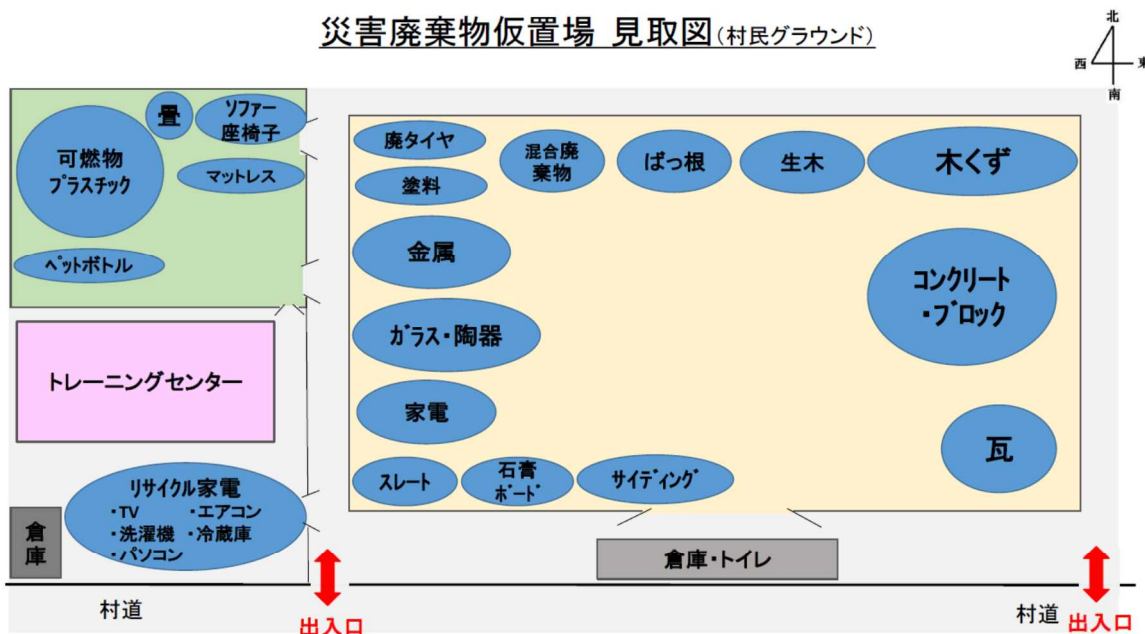
災害廃棄物の搬入について（お願い）

現在、災害廃棄物の受入れについては村民グラウンドで行っていますが、事前のゴミの分別を行わなかったり、ゴミの置場所のルールを守らない人が多数見受けられます。

搬入に当たっては、事前にゴミを分別し、作業員の指示に従って置き場所のルール等のマナーを守り、災害廃棄物仮置場の円滑な運営にご協力ください。

なお、**他市町村からの災害廃棄物の搬入**が多発していることから、**災害廃棄物の搬入に当たっては、許可証を掲示していただく**ことにします。許可証は区長さんや役場などで配付しております。不明な点は役場住民課(279-3111)にお尋ねください。

災害廃棄物仮置場 見取図(村民グラウンド)



災害廃棄物搬入時の注意事項

- 災害廃棄物の受入時間は、天候等の状況により変更になります。
- 受入時間については毎朝防災無線で放送しております。搬入時間が分からない場合は、役場住民課(279-3111)にお尋ねください。

アスベスト対策及び防じんマスクの着用について

- ・ 災害発生現場では、日常的に粉じんが舞っており、呼吸器障害（急性肺炎・気管支炎・肺結核など）への注意が必要です。
- ・ 特に、がれきや土砂の撤去及び建物の解体現場では大量の粉じんが発生し、その中には、人体に危険なアスベスト（石綿）が含まれている場合があります。
- ・ 災害発生現場では、普段からマスクを着用していただき、野外に長時間いる場合や粉じんが多く発生する作業現場では、防じんマスクを着用してください。

地震により被害を受けた廃棄物（ごみ）の受け入れ延長について

これまで杉水処分場跡地で受け入れて仮置きをしていましたが、置場がなくなりましたので、広い場所を確保しました。受け入れる廃棄物の種類を増やし、5月末まで延長します。

※注意点※

1. 家庭から出た被災した廃棄物だけです。
 - ・被災して破損したものだけが対象です。
 - ・事業所の廃棄物は事業者の責任において適切に処理を行ってください。
2. 分別を必ず行ってください。
 - ・受け入れて仮置きした廃棄物も今後処分する時には極力リサイクルにまわします。皆様のご協力をお願いします。
3. 受け入れるごみは下記を参照ください。
 - ・袋に入るごみはきちんと分別し、ごみカレンダーに従って家庭ごみとして処分してください。

◎仮置き場で受け入れる廃棄物

★持ち込む前に分別を！

- ・解体木（倒壊した家屋などの柱など木の部分）
- ・倒壊した家屋などの壁
- ・内装、ボード、スレート
- ・木製棚類

※ガラスはできる限りわけ、ワレモノとして出してください。

- ・ソファ・木製イス類

- ・鉄・金物類

- ・ワレモノ（ガラス、磁器）

※食品は容器から出して可燃ごみへ

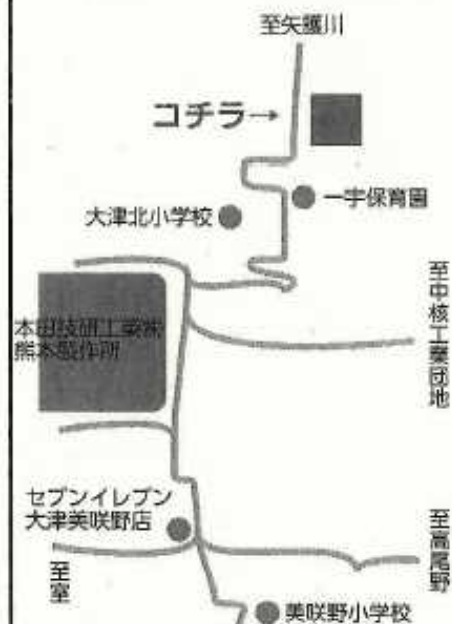
- ・瓦・植木鉢
- ・ガレキ、ブロック・コンクリ瓦など
- ・一般家電
- ・テレビ・冷蔵庫・洗濯機・エアコン
- ・プラスチック製品（粗大ごみのみ）
- ・太陽熱温水器（天日）など

★上記のもの意外は受け入れません。

※持ち込めない廃棄物を勝手に置いていくような、ごく一部のマナー違反により、ごみ置場が大変汚くなります。ご協力をお願いします。



仮置き場・位置略図



期間：5月31日（火）まで
時間：午前9時～午後4時

みんなで力を合わせて乗り切りましょう！

●問い合わせ 役場環境保全課 環境保全係

☎ 096 (293) 3113

お疲れ様です。ボランティアの皆様へのお願いです。

片付けごみ(災害廃棄物)の仮置場への搬入方法について

1 仮置場での分別について

- ◆ 分類別に分けて、所定の場所に奥から置いてください。
- ◆ 畳やマットレスなど重ねられるものは、搬出しやすいよう、きれいに重ねてください。
- ◆ 可燃物(毎週火、金に出せるもの)については、地域のいつもの場所に袋に入れて出してください。



2 片付けごみの搬出方法

- ◆ 被災家屋から排出されるさまざまなごみは出来るだけ分別をして、仮置場への搬入ができるようにお願いします。
- ◆ 小物類を搬出される場合は、可燃物(紙・段ボール類、木くず、繊維類など)、割れたガラス・陶器類、金属類などに分別し、何が入っているか分かるようにして、仮置場で分別しやすいように排出してください。
- ◆ 冷蔵庫の中に入っている食品等はすべて出して、冷蔵庫だけを仮置場に持ち込んでください。
- ◆ 生ごみ(腐敗するもの)は、通常可燃物(毎週火、金)として、地域のいつもの場所に袋に入れて出してください。

東峰村住民税務課

災害によって使えなくなったごみ(災害廃棄物)は、 12種類[※]に分別してください。

可燃系混合物



衣類、紙、段ボール、木製家具など

生ごみなどは入れないでください。家具のガラスは分別してください。

プラスチック製品



プラスチック製品、衣類ケース、おもちゃ箱、扉材、塩ビ類など



ビニール製品、容器包装プラスチック、ビニール袋など

ガラス、陶器類



ガラス、陶器類など
ジュース・酒などの液体、生ものなどの中身はあらかじめ捨ててください。

コンクリート系混合物



コンクリートブロックや基礎の基礎など
瓦類は入れないでください。

金属系混合物



自転車、スチール製の機、台所用品など

スプレー缶は入れないでください。

家電4品目



テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコン

冷蔵庫内の物は出してください。

その他家電・小型家電



CDプレーヤー、放音器、ゲーム機、ファンヒーター、石油ストーブなど

ファンヒーター、石油ストーブの中の灯油は抜いてください。電池は外してください。

布団、畳など、カーペット



布団などの寝具類、畳、カーペットなど

瓦類・石膏ボード



瓦屋根や壁などに使用したスレート材など

保管運搬に注意してください。

大型木質系ごみ



ベニア材、角材、柱材など

大きな木などは、1m以内に切断してください。

太陽光パネル・蓄電池



太陽光パネル、蓄電池など

感電に注意し、速やかに自治体に連絡をしてください。

危険物・処理困難物など



ペンキ、シンナー類、家庭内で使用していた灯油、ガソリンなど
消火器、異形ライター、ガスボンベ、スプレー缶など

蛍光灯、蛍光灯、PCB使用機器など

※収量場のスペースや自治体の分別方法によって異なります。ごみ(災害廃棄物)の出し方につきましては、各自治体の指示に従ってください。